

皆さん、心配をお掛けしました

深夜の違法ビラ配布事件で東京高裁が判決!



編集人 理境坊所属妙観講
発行所 曉鐘編集室
〒167-0042
東京都杉並区西荻北5-4-3
TEL 03 (5382) 7676
FAX 03 (5382) 7678
郵便振替口座0019-3-28102

この新聞は、七百年の歴史をもつ伝統仏教・日蓮正宗の檀信徒の講「妙観講」において編集しています。

号外

創価学会員らの組織的犯行と認定

対立する団体と代表者を違法に攻撃!

平成十三年九月、同十六年二月の二回にわたり、住民の皆さん方の郵便受けなどに、「狂信的カルト教団『妙観講』の恐怖」「淫祠邪教『妙観講』」「妙観講よ出て行け!」などと書かれたビラが投函されていた事件を記憶しましょうか。

平成十三年の時は、東京都杉並区の一部全域と長野県の一部に、そして平成十六年の時は、杉並区をはじめ宮城県・千葉



一般住宅に軒並み配布された違法ビラ

岡県・埼玉県・神奈川県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・徳島県の十都道府県の三十四市区町に、人々の寝静まった深夜、夥しい数のビラが配布され、地域住民の方々に得体の知れない不安を与えた悪質な事件です。

ビラには発行者の連絡先も記されており、また夜陰にまぎれて行なわれた事件であったため、犯人の特定も容易ではないと思われましたが、たまたま杉並区と静岡県で目撃者がいたことから、これらの事件は宗教法人創価学会の大幹部らが、学会に反対する側の団体や人物の評価を失墜させ、社会的に抹殺するために行った犯行であることが判明しました。

ビラの内容も不当と認定

判決は、ビラの配布にはさうとう多数の学会員が組織的に配布に関与したものと認定、また配布されたビラの内容については、妙観講と大草氏の社会的評価を不当に低下させる違法なものであると認定し、配布への関与が明らかになつてい

「道義的責任を感じない創価学会に成り代わり、学会員らの不法行為を住民の皆様にお詫び申し上げます。」

創価学会に入会している方々は、こうした行為が犯罪になる、ということをお認めし、創価学会に成り代わって、学会員らの不法行為をお詫び申し上げます(なお、今後、同様の行為が繰り返された場合には、お手数ですが本紙までご一報くださるようお願いいたします)。

違法ビラは、郵便受けだけでなく、電柱や標識、他人の家のベランダにまで勝手に貼り付けられた!



Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

f~ðsKQtptMI^•hQ>

ċ £

Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

Ā Ē E w

Ō Ī ā Í Ā Ē E w q Q > q Q > A

»